

## 「おいしい信州ふード（風土）」デザイン等使用規程

（趣旨）

第1条 この規定は、「おいしい信州ふード（風土）」のデザイン及びロゴタイプ（以下「デザイン等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規定において、デザイン等とは別記1のデザイン及びロゴタイプをいう。

（デザイン等に関する権限）

第3条 デザイン等に関する一切の権限は、長野県に属する。

（使用の承諾）

第4条 デザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室長（以下「農産物マーケティング室長」という。）の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 長野県及び長野県が構成員となっている団体が使用する場合
- (2) 「おいしい信州ふード（風土）」を普及する職（大使・公使・名人）にあるものが使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) その他使用承認の手続きを必要しないと農産物マーケティング室長が認めた場合

（使用の申込み）

第5条 デザイン等を使用しようとする者（前条各号に該当する場合を除く。）は、「おいしい信州ふード（風土）」デザイン等使用申込書（様式1）を農産物マーケティング室長に提出し、その承諾を得るものとする。

2 「おいしい信州ふード（風土）」デザイン等使用申込書（様式1）を農産物マーケティング室長に提出するときは、次の各号に定める書類を添えるものとする。ただし、農産物マーケティング室長が認める団体等が申込みを行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申込者の事業内容がわかる資料
- (2) デザインの使用内容がわかる企画書等
- (3) その他農産物マーケティング室長が必要と認める書類

（使用承諾の基準等）

第6条 農産物マーケティング室長は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が「おいしい信州ふード（風土）」のイメージアップ及びブランド力の向上に資すると認めるときには、使用を承諾するものとする。

2 デザイン等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、農産物マーケティング室長はこれを承諾しないものとする。

- (1) 長野県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 消費者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 公序良俗に反すると認められる場合
- (5) その他承諾することを農産物マーケティング室長が不相当と認めた場合

3 農産物マーケティング室長は、デザイン等の使用を承諾するときは、「おいしい信州ふード（風土）」デザイン等使用（仕様変更）承諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。

(使用承諾の条件)

第7条 農産物マーケティング室長は、前条の使用承諾に際し必要があると認める場合には、デザイン等の使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 デザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用項目のみに使用すること。
- (2) 別記1 デザインパターン、ロゴタイプパターンに従って正しく使用すること。
- (3) デザイン等自体を商品化しないこと。
- (4) 農産物マーケティング室長が必要と認めた場合に、当該使用に係る物件の写真等を速やかに提出すること。

(承諾内容の変更等)

第9条 デザイン等を使用する者が、使用承諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「おいしい信州ふード(風土)」デザイン等使用変更申込書(様式3)を農産物マーケティング室長に提出しなければならない。

- 2 農産物マーケティング室長は、前項に規定する申込書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承諾するものとする。
- 3 農産物マーケティング室長は、デザイン等の使用承諾の内容の変更を承諾するときは、「おいしい信州ふード(風土)」デザイン等使用(使用変更)承諾通知書(様式2)により、使用申請者に通知するものとする。

(承諾の取消し等)

第10条 農産物マーケティング室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、デザイン等を使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) デザイン等を使用する者が、この規程に違反した場合。
  - (2) デザイン等を使用する者が、使用承諾に付した条件に違反した場合。
  - (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合。
  - (4) その他デザイン等の使用の継続が不相当であると認められた場合。
- 2 農産物マーケティング室長は、デザイン等を使用する者に、デザイン等の使用状況等を報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性)

第11条 デザイン等を使用する者は、農産物マーケティング室長が承諾した用途に限定してデザイン等を使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第12条 長野県は、本規程によりデザイン等の使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 長野県は、デザイン等の使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 本規程に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、農産物マーケティング室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月2日から施行する。